

別添 1-2

国営整第37号

国営設第25号

平成21年5月27日

北海道開発局 営繕部長
各地方整備局 営繕部長
沖縄総合事務局 開発建設部長 } あて

大臣官房官庁営繕部

整備課長

設備・環境課長

平成21年度における営繕工事事務事故防止重点対策の実施について

営繕工事における事故防止については、従前より公共建築工事標準仕様書の施工中の安全確保等の規定に基づき対応を行ってきたところである。

近年、労働災害は減少傾向にあるものの、依然として多くの死亡者がでており、建築工事における死亡事故については、約6割が墜落によるものである。このため、営繕工事においても足場等からの墜落事故防止対策等を重点的に実施してきたところである。

今般、直轄土木工事を対象に「平成21年度における建設工事事務事故防止のための重点対策の実施について」（平成21年3月31日付け国官技第317号）が通知されたことを踏まえ、営繕工事においても下記のとおり、平成21年度における事故防止重点対策を実施することとしたので適切に措置されたい。

記

1. 足場からの墜落事故等防止対策

(1) 工事で設置する足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 平成21年4月24日付け基発第0424001号）*1の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、適切に費用を計上するものとする。

(2) 工事現場に設置された足場に対しては、同ガイドラインの「第6 留意すべき事項」に示される次の事項について、確実に履行されるよう請負者に働きかける。

- 1) 足場の構造
- 2) 足場の組立て作業
- 3) 足場の点検等

4) 足場を使用する作業等

- (3) (1) に関連して、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から都道府県労働局長及び業界団体の長宛てに、「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」(厚生労働省 平成21年4月24日付け基安発第0424003号)※²が通知されているので、あわせて参考とすること。

※1 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/06.pdf>

※2 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/05.pdf>

2. 屋根工事等に係る安全対策

屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の設置を働きかける。

3. 営繕工事における発生事故等を踏まえた安全対策

安全協議会等、工事現場で請負者が行う工事事故防止の取組みの中で、平成20年度に営繕工事で発生した事故を踏まえ、特に次に示す事項に係る作業手順の遵守等、工事の安全確保のための指導を現場作業員に徹底するよう働きかける。

- 1) 足場等の作業開始前点検の実施及び高所作業時の安全带等の使用
- 2) 火気使用作業時に必要な消火器等の準備及び適切な人員の配置
- 3) 暴風雨等の災害、事故発生時の現場内での連絡体制の構築及び監督職員並びに消防等を含む関係連絡先への速やかな通報
- 4) 工事機材等を含む仮設資・機材の作業開始前点検及び適切な使用方法の遵守

4. 工事事務防止に係る広報活動の推進

工事現場で請負者が行う工事事務防止の取組み(事故ゼロ宣言等)について、看板等の設置などにより、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかける。

5. 安全活動の評価等

- (1) 請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評価の判断材料の一つとする。(各種チェックリストの活用等)
- (2) 足場等の点検強化に関する措置として、足場の組立て、解体又は変更時の点検は、当該足場等の組立て作業を担当した者以外の専門知識を有する者により点検を行うよう働きかける。

(問い合わせ先)

大臣官房官庁営繕部整備課 福岡、杉山
TEL 03-5253-8111 内線23-463、23-465